

令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和3年9月10日（金） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 9名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 4名

- | |
|-------------|
| 事務局 長 佐山 佳明 |
| 事務局次長 小川 史江 |
| 主任主事 山田 亮 |
| 主任主事 田中 絵美 |

4 会議日程

・議事録署名委員の指名について

・議事

- | | |
|--|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 3件 |
| 議案第3号 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 2件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 3件 |
| 報告第4号 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、
1番、鈴木有光委員、
2番、奥山喜和子委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は1班です。
鈴木有光班長より総括的な報告をお願いいたします。

鈴木 班長 議長
浅海 議長 1番、鈴木有光班長
鈴木 班長 1班の現地調査の報告をいたします。
9月3日午後1時半に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について1件、
農用地利用集積計画について3件の計4件です。
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程をよろしくお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。

浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長
浅海 議長 山田主任主事
山田主任主事 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1で
ございます。
申請地は、畑2筆、合計面積1,420平方メートルです。
転用計画は、賃貸借による車両置場用地です。
申請理由は、譲受人は運送業を営んでいますが、事業拡大に伴い車両が
増加しており、貸借している既存の車両置場では手狭となったことから、
既存の車両置場を解約するとともに、新たな車両置場を計画したもので、
転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、転圧後、砂利敷きによる自然浸透とするとともに、周囲をブロック 2 から 3 段積みで囲うことで土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分につきましては、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第 2 種農地に該当します。

代替性につきましては、接道が良く、事業所にも近接しており利便性が高いことから、他の土地では代替えがきかないものと思われま

す。資金につきましては、自己資金により賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

また、信用につきましては、過去に重大な違反行為もなく、問題はないものと思われま

す。

浅海 議長 現地調査の報告を求めます。

古川 委員 議長

浅海 議長 3 番、古川和昭委員

古川 委員 議案第 1 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議番号 1 を報告いたします。

9 月 3 日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑 2 筆、合計面積 1, 4 2 0 平方メートルの樹園地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、転圧後の砂利の高さについて確認したところ、20 センチメートル程度とのことでした。

今後の利用形態について確認したところ、車両の出入りは朝方が中心で、大型自動車が出入りする予定は無いとのことでした。

防犯対策について確認したところ、今後必要に応じて、防犯カメラや進入防止のポールなどの設置を検討するとのことでした。

前面道路は交通量が多く、スピードも出やすいことから、出入りの際は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認証明願を提出するとともに地目変更を行い、事業計画等に変更が生じた場合は、必ず事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

最後に、開発指導室より、コンテナ・プレハブハウス等の建築物は建築できないこと、道路河川整備課より、区域外へ雨水が直接流出しないようにすること、道路河川管理課より、協議依頼があったことを伝え、取りま

とめた意見書を手渡しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第1号は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いいたします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年8月16日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑3筆、合計面積7,025平方メートルの農地に、新たに賃借権による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

大山 委員

議長

浅海 議長

大山貴推進委員

大山 委員

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1の調査報告をいたします。

現地は、畑3筆、合計面積7,025平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の

設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年8月16日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの農地の賃借権の更新で、更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

板橋 委員

議長

浅海 議長

7番、板橋睦男委員

板橋 委員

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2の調査報告をいたします。

現地は、畑5筆、合計面積3,392平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借

権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく
お願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の説明のとおり決定とすることに、ご
異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3を議
題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、11番、石井正美委員の退席を求め
ます。

(石井委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

浅海 議長

山田主任主事

山田主任主事

同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進
に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化
促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和3年8月16
日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積303平方メートルの農地の使用貸借権の更新で、
更に3年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機
械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はござ
いませぬ。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員

議長

浅海 議長

澁谷好治推進委員

澁谷 委員

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号3の調査報告をいた

します。

現地は、畑1筆、面積303平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を3年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号3について、現地調査班の説明のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号3は可決されました。

浅海 議長

11番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

浅海 議長

続きまして、議案第3号生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規定の一部改正について、を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主任主事

議長

浅海 議長

田中主任主事

田中主任主事

議案書の5ページから10ページまでをご覧ください。

議案第3号生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程の一部改正について、でございます。

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に明記されている、10ページにあります別記様式、新旧対照表の右側、改正前の生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の申出をする者の氏名欄の押印を削除するものです。

なお、本規定の施行は、令達の日からです。

以上です。

浅海 議長

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長 それでは、採決をいたします。
議案第3号について、承認することにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長 全員賛成により、議案第3号については可決されました。

浅海 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告案件を上程いたします。

第1号から第4号までを報告いたします。

浅海 議長 事務局に報告をお願いします。

田中主任主事 議長

浅海 議長 田中主任主事

田中主任主事 議案書の11ページから12ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について2件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について2件の合計4件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。

報告第4号地目変更登記に係る照会に対する回答について1件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員において現地調査を行ったところ、雑種地となっていましたので、会長専決により非農地として回答いたしました。

以上です。

浅海 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

浅海 議長 以上で、令和3年鎌ヶ谷市農業委員会第8回定例総会を閉会いたします。
皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時25分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和3年10月11日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 鈴木 有光

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子